

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	飯塚市 地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及び飯塚市税条例に基づく事務を行っている。 特定個人情報を取り扱う事務については、以下のとおり。</p> <p>①納税者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。</p> <p>②納税者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。</p> <p>③②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。</p> <p>④必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。</p> <p>⑤①～④により決定した賦課内容を納税者や年金保険者、企業へ通知する。</p> <p>⑥納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。</p> <p>⑦過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。</p> <p>⑧納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送する。</p> <p>⑨督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。</p> <p>⑩納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p>
③システムの名称	税情報システム、滞納情報システム、申告支援システム、国税連携システム、eITaxシステム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条(利用範囲)、別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令表第2条の表(情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1315)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行政経営部 税務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1057)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務の外部委託に当たっては、契約の際、仕様書に「個人情報取扱特記事項」を添付し、個人情報の安全管理を遵守するように指導している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務の外部委託に当たっては、契約の際、仕様書に「個人情報取扱特記事項」を添付し、個人情報の安全管理を遵守するように指導している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	財務部税務課 課長 千代田一敏	行政経営部税務課 課長 長尾恵美子		
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	飯塚市 財務部 税務課	飯塚市 行政経営部 税務課		
平成31年4月1日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	IIしきい値判断項目 3.重大事故	発生なし	発生あり		
令和3年2月6日	IIしきい値判断項目 3.重大事故	発生あり	発生なし		
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年5月31日時点	令和4年8月17日時点		
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年5月31日時点	令和4年8月17日時点		
令和4年8月17日	8. 監査 実施の有無	内部監査[]	内部監査[○]		
令和4年8月18日	1 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂		住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1315)		
令和4年8月18日	1 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取		住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1057)		
令和5年2月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年8月17日時点	令和5年2月15日時点		
令和5年2月15日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年8月17日時点	令和5年2月15日時点		
令和5年2月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及び飯塚市税条例に基づく事務を行っている。特定個人情報を取扱う事務については、以下のとおり。</p> <p>①地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告・届出や調査等により必要な情報を入手する。</p> <p>②賦課決定した税額等の管理を行う。</p> <p>③収納情報を管理し、納税者への還付等を行う。</p> <p>④滞納管理事務: 期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う。</p> <p>⑤税に関する証明を発行する。</p> <p>⑥納税者の死名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及び飯塚市税条例に基づく事務を行っている。特定個人情報を取扱う事務については、以下のとおり。</p> <p>①納税者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。</p> <p>②納税者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。</p> <p>③②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条(別表第二)に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。</p> <p>④必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。</p> <p>⑤①～④により決定した賦課内容を納税者や年金保険者、企業へ通知する。</p> <p>⑥納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。</p> <p>⑦過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。</p> <p>⑧納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送する。</p> <p>⑨督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。</p> <p>⑩納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p>		
令和5年2月15日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書		
令和6年10月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年2月15日時点	令和6年10月28日時点		
令和6年10月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年2月15日時点	令和6年10月28日時点		
令和6年10月28日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書		
令和6年12月13日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条(別表第二)に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。	③②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。		
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条(利用範囲)、別表第一第16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条(利用範囲)、別表 24の項		
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令表第2条の表(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173)		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和6年12月27日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である 事務の外部委託に当たっては、契約の際、仕様書に「個人情報取扱特記事項」を添付し、個人情報の安全管理を遵守するように指導している。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		4委託先における不正な使用等のリスクへの対策 十分である 事務の外部委託に当たっては、契約の際、仕様書に「個人情報取扱特記事項」を添付し、個人情報の安全管理を遵守するように指導している。		